

- 第1条 本支部に関する規定については、日本生化学会定款、同支部規程に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。
- 第2条 本支部は、支部規程第2条に定められた地域において本会の目的を達成するためにつきの事業を行なう。
1. 研究発表会（支部例会）および学術講演会の開催
 2. 内外の関連学協会との連絡および協力
 3. その他、目的を達成するために必要な事業
- 第3条 支部の会員を分けて次の4種とする。
1. 支部正会員（本部の会員である者）
 2. 支部永年会員（支部評議員であり支部評議員会で推薦された者）
 3. 支部名誉会員（支部正会員または支部永年会員で支部評議員会で推薦された者）
 4. 支部賛助会員（支部の事業目的に賛同し、支部賛助会費を収めた者）
- 第4条 支部評議員ならびに評議員会が推薦する若干名をもって支部評議員会を組織する。支部評議員会は、必要に応じて支部長が招集する。評議員会は、評議員現在数の5分の1以上が出席し、出席者の過半数をもって議決する。ただし書面をもってあらかじめ意志を表示したものは出席者とみなす。
- 第5条 本支部に次の役員および支部評議員をおく。
- 支部長 1名
支部会長 1名
支部幹事 医歯，薬，理，工，農よりそれぞれ若干名
支部監事 2名
支部評議員
- 第6条 支部長，支部会長，および支部監事は，支部評議員会において会員中よりこれを選出する。
2. 支部長は，本支部会員中より常任幹事（庶務担当1名，会計担当1名）および幹事若干名を委嘱する。
 3. 支部会長は支部例会を主催する。
 4. 支部評議員は，本支部に属する日本生化学会評議員ならびに支部幹事をもってこれに充てる。
- 第7条 支部長，支部会長，支部幹事をもって幹事会を組織する。幹事会は必要に応じて支部長が招集する。

2. 幹事会の議長は支部長とする。
 3. 支部長は必要と認めるとき、幹事会に支部監事の出席を求めることができる。
- 第 8 条 幹事会は、次の事項を審議する。
1. 支部事業の企画実施に関する事項
 2. 支部予算、収支に関する事項
 3. その他、支部の運営に関する事項
- 第 9 条 本支部の事業計画ならびにこれにともなう収支予算は、年度の始めに幹事会が編成し支部評議員会の議決を経なければならない。
- 第 10 条 本支部の収支決算は、年度の終わりに幹事会が作成し支部監事の承認を経て事業報告とともに支部評議員会に提出しなければならない。
- 第 11 条 本支部の事務を処理するため事務所および職員をおくことができる。
- 第 12 条 支部の経費は本部からの交付金およびその他の収入金をもってこれにあてる。
- 第 13 条 この内規の変更については、あらかじめ支部評議員会の議決を経なければならない。

付則

1. 本支部は事務所を支部長所属機関におく。
2. 支部の年度は毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日までとする。（平成 22 年 5 月の支部評議員会にて変更が承認）
3. 本内規は昭和 44 年 5 月 25 日から実施する。
4. 本内規は昭和 59 年 6 月 1 日から実施する。
5. 本内規は平成 3 年 6 月 7 日から実施する。
6. 本内規は平成 22 年 6 月 1 日から実施する。